

京都府立大学科目等履修生規程

(平成20年京都府立大学規程第47号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。)第59条第4項の規定により、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学時期等)

第2条 科目等履修生の入学時期は、前期又は後期の授業開始の日とし、その在学期間は、1年以内(入学時期が後期の場合にあっては6月以内)とする。

(履修資格)

第3条 科目等履修生として、京都府立大学(以下「本学」という。)の学部の授業科目を履修しようとする者(以下「志願者」という。)は、学則第24条に規定された入学資格のある者又は相当の年齢に達し、これと同等以上の学力があると本学において認められた者とする。

(出願手続)

第4条 前条による志願者は、次に掲げる書類に所定の入学考査料を添えて、所定の期日までに学長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書(別記第1号様式)
- (2) 履歴書(別記第2号様式)
- (3) 最終学校卒業証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現職にある者は、その所属長の承諾書

2 本学に在籍した者に限り、前項第3号の書類の添付を省略することができる。

(履修の許可)

第5条 履修の許可は、教授会の選考に基づき、学長が行う。

(入学手続)

第6条 履修を許可された者は、別に定めるところにより入学手続をしなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を行わない者は、科目等履修生を辞退したものとみなし、その許可を取り消す。

(身分証明書)

第7条 前条第1項の手続をした者に、科目等履修生証を交付する。

(履修科目及び単位数)

第8条 履修を許可する授業科目は、本学が認めた授業科目とする。

2 履修を許可する単位数は、年間20単位を限度とする。

(追加履修)

第9条 学年の始めに科目等履修生として入学した者が、後期から新たな授業科目を追加して履修したいときは、所定の期日までに別に定める履修科目追加願を学長に提出し、その許可を受けてこれを履修することができる。

(入学考査料、入学料及び聴講料)

第10条 入学考査料、入学料及び聴講料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。

2 実験、実習等に要する費用は、科目等履修生の負担とすることがある。

(単位修得認定及び証明書の交付)

第11条 履修した科目の単位修得認定は、学則第59条第3項により行う。

2 単位を修得した者に、成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(諸規程の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別記
第1号様式

科目等履修生入学願書

<p>私は、科目等履修生として貴学の次の科目を履修したいので、入学を許可していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>京都府立大学 学長 様</p> <p style="text-align: right;">ふりがな 氏 名 ⑩</p>				
現住所	〒 ☎ ()	(写 真)		
連絡先	〒 ☎ () Mail-Address []			
志望の学部・学科				
履 修 科 目 及 び 単 位 数	科目名	単位数	科目名	単位数
	合 計		単 位	
履修目的等				入学査料領収確認 (大学で押印。記入不要)
備 考				

第2号様式

履 歴 書

ふりがな 氏 名 生年月日	(年 月 日生) 男・女 [㊦]
学 歴 <高等学校卒業(相当)以降を記入すること>	
年・月	
職 歴	
年・月	
賞 罰	
年・月	